

佐賀県人事委員会告示第1号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分（平成12年佐賀県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
事業	事業所名	監督機関	事業	事業所名	監督機関
労働基準法別表第1の各号に掲げる事業	略	人事委員会	労働基準法別表第1の各号に掲げる事業	略	人事委員会
	第12号			消防学校 自治修習所 公文書館 博物館 九州陶磁文化館 美術館 名護屋城博物館 佐賀城本丸歴史館 図書館 環境センター 衛生薬業センター 総合看護学院 <u>有田窯業大学校</u> 窯業技術センター 工業技術センター 産業技術学院 上場営農センター 農業試験研究センター 農業大学校 果樹試験場 茶業試験場 畜産試験場 水産振興センター 高等水産講習所 林業試験場 教育センター 県立学校（特別支援学校寄宿舎を除く。） 警察学校	
	略			第12号	

改正前	改正後
略 備考 略	略 備考 略